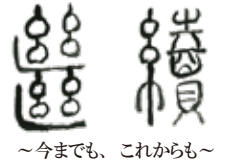




Weekly Report



例会日：毎週水曜日 12：30～13：30 創立：昭和56年3月4日

例会場：名古屋東急ホテル 中区栄4丁目6番8号 TEL (052) 252-8658

事務局：名古屋市中区栄4丁目6-3 岡崎ビル2F TEL (052) 253-9075 FAX (052) 253-9076

会長：遠藤 友彦 幹事：渡邊 泰彬 会報委員長：塚本 隆 題字：遠藤 友彦

本日の例会（第1886回）4/7（水）

【会員卓話】

◆スピーカー 香田 研二君

◆題 名 RI地区方針について -PETSより-

次回の例会（第1887回）4/16（金）

◆6RC 合同例会を開催します。

ホスト：名古屋北 RC

時 間：12：30～13：30

場 所：名古屋東急ホテル 3F「バロックの間」

※4/14（水）の例会を変更しております。
お間違えのないようお願い致します。

第1885回例会記録 3/31（水）晴

◆司 会 伊藤 晋一君

◆斉 唱 RS・日も風も星も

◆来 訪 者 米山奨学生 韓 鉦さん

出席報告

会員数	33名	前々回訂正	1883例会
欠席会員数	6名	欠席会員	2名中
出席会員数	27名	MAKE UP	2名
出席率	81.82%	出席率訂正	100%

会長挨拶

会長 遠藤 友彦



暦は弥生3月より明日からは、荃風4月（卯月）です。

私の挨拶も、あと三ヶ月になりました。

4月5日は「清明節」春分から十五日目、春らんまんの候ですが、「清明の時節 雨粉々」と詠われるように雨も多い。

満開の桜も一昨日の雨で桜吹雪に変わります。

季節の移ろいを感じていますが、ニュースでは杉の花粉ではなく中国からの黄砂が降ってきたようです。

まだコロナ禍も収まりをみせません。それに車の洗車をしようと思っ
ていましたが、もう二、三日待つことにしました。

季節の旬は何といっても筍でしょう。

それに芹、加えて初がつお、それに一杯があれば何もいりません。

幹事報告

1. 来る4月21日（水）に開催されます、新旧理事役員委員長引き継ぎ会議の出欠のご回答と、申し送り事項のご提出期限は、次週4月7日（水）までとなっておりますのでよろしくお願い致します。

会議予定

- 4月21日（水）新旧理事役員引き継ぎ会議 4階「舞の間」
- 4月28日（水）第10回理事会 4階「舞の間」
- 5月12日（水）次期理事役員委員長会議 4階「栄の間」

米山奨学生



米山カウンセラー
加藤 あつこさん

米山奨学生
韓 鉦さん

卓 話

「新型コロナと人権あれこれ」

加島 光君



- 1 新型コロナウイルスの感染が始まって、約1年半が過ぎました。私たちの日常生活や、事業も深刻な影響を受け、ライフスタイルや事業の在り方がずいぶん変わりました。
- 2 私たちは、日本という国の中で、自由に生活をし、働いています。これは、日本の憲法である日本国憲法において、いろいろな人権・自由が保障されているからに他なりません。ところが、新型コロナ感染防止のための諸施策のために、その自由が制限されています。今日は、その自由の制限と憲法について、少しお話ししようと思います。
- 3 日本国憲法は、日本の基本法として、昭和21年11月3日に交付され、昭和22年5月3日に施行されました。その成り立ちは、いわゆる明治憲法、大日本帝国憲法を改正するという手続により制定されましたが、実際には、第2次世界大戦に敗れた日本国が、連合国に占領され、GHQにより憲法の法案が示され、それを採択したものと考えられています。明治憲法にも少し触れましょう。明治憲法は明治22年2月11日に交付され、明治23年11月29日に施行されました。明治憲法制定の背景には、江戸幕府末の開国に際して結ばれた欧米各国との不平等条約を改正するため、我が国も欧米各国と同等の社会基盤を持っていることを示すため、約10年の研究・検討期間を経て制定されました。その明治憲法の改正手続を経て日本国憲法は制定されましたが、明治23年から令和3年までの約130年の中で憲法改正は、この明治憲法から日本国憲法への改正だけです。日本国憲法が制定されて約75年、一度も改正されていません。
- 4 さて、新型コロナ感染防止のために、飲食業の営業時間の短縮要請や大きなイベントの人数制限などが国や都道府県から要請されています。これは、憲法の営業の自由を制限しています。憲法に定められた人権・自由は、他の人権・自由との調整のための公共の福祉による制限が認められています。つまり、新型コロナ感染が拡大すると他の生命や健康を害する

おそれがあるために、営業の自由を制限できるという理屈です。また、ワクチン接種は、副反応等により生命や健康が害される可能性があります。これも新型コロナ感染が拡大すると他の生命や健康を害するおそれがあるので、副反応の可能性があってもワクチン接種を要請する、ということになります。さらには、日本国憲法は財産権を定めていますが、この財産権は、正当な補償の下、制限することが認められています。営業の時短要請に対する給付金やワクチン接種による副反応への補償金は、この財産権の保障の理屈からなされるものなのです。

ニコボックス

梅村美知容さん 今日もよろしくお願ひします。

加藤あつこさん カンユさん大学院ご卒業、そして就職、社会人スタートおめでとございます。

【コロナ・黄砂・花粉症に負けずに頑張ろう】

遠藤 友彦君 渡邊 泰彬君 平子 明資君 尾關實津成君
尾関 正一君 玉置 正樹君 香田 研二君 北村 紀子さん
西村 努君 岩田 満治君 河東 広樹君 足立陽一郎君
近藤 朗君 杉浦 定文君 柴山 利彌君 祖父江佳乃さん
梶川 久雄君 伊藤 晋一君 加島 光君 吉村 知紗さん
林 功君 加藤 昌之君